

第5章

計画の推進について

本章の内容

本章では、本計画で掲げた基本理念の実現に向けて、着実に取組を進めていくため、計画の推進体制や、進行管理・評価について整理しています。

また、進行管理のため、それぞれの施策について「成果指標」を設定しています。

1 計画の推進体制

2 計画の進行管理・評価

3 成果指標

1 計画の推進体制

(1) 地域住民、事業者、行政等の協働による計画の推進

地域福祉の推進は、地域住民、関係機関、事業者等と行政による協働によって実現します。本計画は、地域福祉を推進する上での行政の役割を中心として構成しておりますが、それぞれの機関がそれぞれの役割を担いながら、協働の視点に立って、計画を推進していくことが必要です。

(2) 社会福祉協議会との連携による事業の推進

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業者や社会福祉に関する活動者が参加する団体です。市、区、地区といった圏域ごとに地域に密着しながら、地域福祉を推進するために様々な事業を行っています。

社会福祉法においても、地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置づけられており、本計画においても、地域福祉活動への幅広い市民参加の支援など、大きな役割を担っています。

本市では、社会福祉協議会と連携しながら、本計画に基づく各事業を着実に進めていきます。

2 計画の進行管理・評価

(1) 計画の進行管理

計画関連事業に位置づけた事業は、年1回、所管部局から報告を受けて進捗状況を確認します。その際には、所管部局で事業の自己評価を行い、今後のより良い施策展開について検討します。

(2) 計画の評価

本計画は、適宜、札幌市地域福祉社会計画審議会など附属機関に進捗状況等を報告し、評価・意見をいただきながら、計画を検証していきます。

3 成果指標

計画の成果を客観的に確認するため、施策ごとに成果指標を設定し、目標への進捗を検証します。

施策1 福祉のまち推進事業による地域福祉活動への支援

指標	基準(2022年)	目標(2029年)
見守り活動を実施・継続する地区の割合	97.75%	100%

※数値は年度末時点のもの

【関連する主な取組】

施策1-(1) 見守り活動や日常生活支援活動の推進

【考え方】

福祉のまち推進事業については、全地区での見守り活動の実施・継続をしていくことを目指して目標を設定しています。

世帯訪問等による高齢者などの見守り活動は地区福祉のまち推進センターの基本的かつ重要な活動です。

地域における孤立を防ぎ、困りごとを抱えている人を速やかに発見し、必要な支援につなげるため、福まち活動調整員の養成等、活動の支援を行っていきます。

施策2 住民などによる地域福祉活動の推進

指標	基準(2022年)	目標(2029年)
地域活動に参加したことがある市民の割合	39.6%	50%

※数値は年度末時点のもの

【関連する主な取組】

施策2-(2) 多様な主体や方法による地域福祉活動の推進

施策2-(8) 民生委員・児童委員活動の支援

【考え方】

地域福祉に関する市民意識調査において、地域活動に参加しない理由として、「情報が無いから」と回答した人が多かったことから、情

報発信の強化などによって活動参加者を増やしていくことを目指して目標を設定しています。

地域福祉の推進には、多様な主体がそれぞれ可能な範囲で地域社会に参加し、つながり支え合っていくことが重要です。

多くの方に地域活動に参加いただくことにより、地域福祉活動の輪も広がっていくと考えられるため、様々な活動への参加のPRなどを行い、地域活動への参加者を増やしていきます。

施策3 支え合いながら地域で生活するための環境整備

指標	基準(2022年)	目標(2029年)
心のバリアフリーの理解度	26.6%	60%

※数値は年度末時点のもの

【関連する主な取組】

施策3-(1) 福祉のまちづくり条例に基づく各種事業の実施

【考え方】

札幌市のアクションプランの指標に則し、心のバリアフリーについて普及啓発を進めることを目指して目標を設定しています。

互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障がいのある方を含め誰もが快適に暮らせる福祉のまちづくりを進めるとともに、心のバリアフリーや合理的配慮等の普及啓発を行います。

指標	基準(2022年)	目標(2029年)
個別避難計画作成の対象者に対して働きかけを行った割合	—	100%

※数値は年度末時点のもの

【関連する主な取組】

施策3-(5) 個別避難計画作成の推進

【考え方】

本市における個別避難計画作成の取組は、災害時の避難等に特に支援を必要とする方のうち、災害危険区域に居住する、重度の要介護者や障がいのある方など、災害時のリスクが特に高いと考えられる方を対象として、本人の同意が得られた方についての作成から開始していきます。そのため、現状ではこの対象者全員に計画作成についての働きかけを行うことを目指して目標を設定しています。

高齢者や障がいのある方を含む全ての地域住民が地域で安心して生活するためには、災害発生時に支え合うことが重要です。

施策4 地域で生活するためのサービスや相談体制の充実

指標	基準(2022年)	目標(2029年)
生活や健康・福祉の相談先として地域包括支援センターを選択する市民の割合	12.1%	16%

※数値は年度末時点のもの

指標	基準(2022年)	目標(2029年)
障がい者相談支援事業所の相談者の課題解決件数	—	5,640件

※数値は単年度のもの

【関連する主な取組】

施策4-2) 相談支援機関の充実

施策4-3) 各種専門職の資質向上

【考え方】

「生活や健康・福祉の相談先として地域包括支援センターを選択する市民の割合」は、広報など様々な活動によって、相談先として地域包括支援センターを選択する方を増やしていくことを目指して目標を設定しています。

「障がい者相談支援事業所の相談者の課題解決件数」は、相談員の

人員体制強化や資質の向上を図り、必要なサービスの利用や対応する支援機関につなげるなど、相談者の課題を解決していくことを目指して目標を設定しています。

高齢者や障がいのある方など、支援を必要とする方が、地域で自立した生活を送ることができるように、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所など地域の相談支援体制の充実強化を図ります。

施策5 権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進

指標	基準(2022年)	目標(2029年)
成年後見制度の市民の認知度 (制度内容を知っている市民の割合)	35.5%	50%

※数値は年度末時点のもの

【関連する主な取組】

- 施策5-(1) 地域連携ネットワークづくりに向けた取り組み
- 施策5-(2) 制度周知の広報活動
- 施策5-(3) 制度利用につながる相談支援・体制整備

【考え方】

成年後見制度について、市民の半数以上の方に制度の内容を知ってもらうことを目指して目標を設定しています。

制度の認知度向上は、制度利用が必要となった方の速やかな利用につながります。一般市民向けに制度に関する普及啓発を行うことや、関係機関の職員を対象に制度利用に必要な手続きなど実務に関する研修を行い、制度の認知度の向上を目指します。

施策6 生活困窮者への支援体制の充実

指標	基準(2022年)	目標(2029年)
生活就労支援センター利用者のうち 就労・増収となった人数	502人	1,300人

※数値は単年度のもの

【関連する主な取組】

- 施策6-(1) 自立相談支援事業

施策 6-(2) 住居確保給付金

施策 6-(3) 就労準備支援事業・認定就労訓練事業

【考え方】

国の定める目標値と本市の人口規模から、目標を設定しています。

生活就労支援センター（ステップ）を中心として、様々な支援機関等と連携しながら、生活困窮者の経済的自立に向けた就労支援などを実施し、就労・増収へつながる人を増やしていきます。

施策 7 地域福祉推進のための連携の取組

指標	基準(2022年)	目標(2029年)
複合的な福祉課題等を抱える市民の支援方針が決まった割合 (支援調整課において対応したもの)	100%	100%

※数値は年度末時点のもの

※2022年はモデル区での実施状況

【関連する主な取組】

施策 7-(2) 複合的な福祉課題等を抱えた市民に対する支援体制の構築

【考え方】

支援調整課において対応した複合的な福祉課題等を抱える市民全てに対して支援方針を決めていくことを目指して目標を設定しています。

令和4年(2022年)度からモデルとなる区役所に設置された支援調整課の取組を全区に拡大し、複合的な課題や制度の狭間の課題などの多様な地域福祉課題に対応するため、組織横断的な情報の共有、支援方針の検討、役割分担を行っていきます。

